

同時発表：国土交通省自動車局旅客課

静岡県政記者クラブ・福井県政記者クラブ

タクシー事業に対する燃料価格激変緩和対策事業（第3期）を実施します ～6月1日から7月31日の間のLPガスの価格高騰相当分を支援～

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」（第3期）の申請受付を、8月2日（火）から開始します。今回の対象期間は令和4年6月1日～同年7月31日です。

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和し、今後の需要回復局面において、タクシーの供給を順調に回復するための下支えとして、LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。

今般、第1期及び第2期に続き、第3期（令和4年6月1日～同年7月31日）の申請受付を開始します。

1 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

2 申請受付期間

令和4年8月2日（火）～同年9月15日（木）16時

支払予定日：令和4年8月17日（水）頃より順次

3 支援内容

令和4年6月1日～同年7月31日の間における、LPガスの価格高騰相当分を支援。

※令和4年度8月以降の事業については、別途お知らせします。

4 事業の執行団体

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局特設Webサイト】

<https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

※第1期及び第2期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

5 その他

第1期（令和4年1月27日～同年3月31日分）及び第2期（令和4年4月1日～同年5月31日分）の受付は終了しております。

第1期及び第2期ともに補助金を受領された事業者においては、第3期については申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設Webサイトをご覧ください。

【お問い合わせ先】

（補助事業の申請に関すること）

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

TEL：050-5527-9282

※第1期・第2期と異なりますのでご注意ください。

（プレスに関すること）

中部運輸局自動車交通部旅客第二課

江口、柴田

TEL：052-952-8036

令和4年6~7月

第3期

タクシー事業者対象

LPガス価格高騰分相当への

補助金 交付します!



福祉タクシーも
対象です

補助金に関する不明な点は、下記までお気軽にお問合せください。

タクシー事業者に対する
燃料価格激変緩和対策事業事務局

TEL: 050-5527-9282 【受付時間】
平日10:00~16:00(土日祝日を除く)
HP: <https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

QRコード



補助対象

補助金を申請できるのは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1項ハに規定する「**一般乗用旅客自動車運送事業**」を**経営するタクシー事業者**です。

- ① **タクシー事業者(福祉タクシー含む)※**
- ② **令和4年6月1日(水)～7月31日(日)に稼働していた車両**
- ③ **燃料区分はLPガスに限る**

※補助対象事業者についての詳細は、ホームページ上の公募要領をご確認ください。
申請は事業許可を取得している事業者単位とし、1事業者での申請は1回のみとします。

申請方法と申請受付期間

以下の①②では、それぞれ申請方法が異なります。

ホームページへアクセスし、案内にしたがって申請を進めて下さい。

- ①: 第1期(1月～3月対象)・第2期(4月～5月対象)の両方で交付決定通知書を受け取っている方
- ②: ①に当てはまらない方(第1期・第2期いずれかのみで交付決定通知書を受け取っている方・初めて申請の方)

① 第1期(1月～3月対象)・第2期(4月～5月対象)の両方で交付決定通知書を受け取っている方

第1期および第2期の申請情報をもとに確認データを事務局からお送りし、お申し込みを簡単に進められます。また、早ければ2週間程度で入金されます。



ホームページで確認データを請求
もしくはメールで確認データの請求
(第1期・第2期の交付決定通知番号を準備)



事務局よりメールで確認データを送付



メール申請
確認データを確認し、申請書類としてメール送信

② ①に当てはまらない方 (第1期・第2期いずれかのみで交付決定通知書を受け取っている方、または本補助金を初めて申請する方)

ホームページから申請書類をダウンロードして頂きメール・ホームページのいずれかの方法でご申請下さい。



申請書類をダウンロード



メール申請



申請書類をメール送信

ホームページ申請



申請書類をアップロード

申請受付開始

申請受付終了

メール等

令和4年8月2日(火) 14:00～

令和4年9月15日(木) 16:00

ホームページ

